

平成24年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成24年6月29日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成24年6月29日 午前 9時58分 議長 村田忠文

閉会 平成24年6月29日 午前10時50分 議長 村田忠文

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

欠席議員

3番 木田 鈴美

会議録署名議員の氏名

4番 岡田 久雄 10番 中坊 陽

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田	清隆	議会書記	乾	浩朗
議会書記	寺井	佳孝	議会書記	野崎	裕美

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	汐見 明男	副	町	長	中谷 浩三
教	育	長 松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治		
理事兼保健医療課長事務取扱		加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一		
理事兼上下水道課長事務取扱		松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博		
会 計 管 理 者 ・		藤 林 学	教 育 次 長 ・	木 田 修 司		
会 計 課 長 兼 務			山吹ふれあいセンター所長兼務			
企 画 財 政 課 長		脇 本 和 弘	税 務 課 長	中 島 一 也		
住 民 福 祉 課 長		嶋 田 昌 弘	高 齢 福 祉 課 長	花 木 秀 章		
保健センター所長・		奥 山 英 高	建 設 課 参 事	畑 中 智 博		
地域包括支援センター所長兼務						
産 業 環 境 課 長		藤 崎 裕 司	いづみ人権交流センター所長・	山 口 敏 彦		
			いづみ児童館長兼務			
学 校 教 育 課 長		小 川 淳 一	社 会 教 育 課 長 ・	木 村 坂 次		
			図 書 館 長 兼 務			
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長		田 村 喜 代 一				

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成24年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成24年6月29日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第23号 町道路線認定の件
- 第3 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第4 平成23年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書
並びに平成24年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第5 発議第2号 「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書
- 第6 発議第3号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書
- 第7 発議第4号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
- 第8 発議第5号 大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働に関する意見書
- 第9 発議第6号 消費税10%への増税に反対する意見書
- 第10 議員派遣の件
- 第11 委員会の閉会中の継続調査の件

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
勞さんでございます。

本日の会議に、木田鈴美議員より欠席届が出ておりますので、ご報告申し
上げます。

岡田久雄議員より、「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見
書、丸山久志議員より、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求め
る意見書、古川昭義議員より、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求
める意見書、谷田 操議員より、大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働
に関する意見書、谷田 操議員より、消費税10%への増税に反対する意見
書がそれぞれ提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。
なお、日程事項として組み入れておきますので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は11名で定足数に達しておりますので、平成24
年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番、岡田久雄
議員、10番、中坊 陽議員を指名します。

日程第2、議案第23号、町道路線認定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村理事。

理事（中村秀一）

（議案第23号の朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 2番、村田晨吉です。

この道をきのう見てきたんですけど、幅が3メートルぐらいで、2トンダ
ンプが通るぐらいの道幅で、Lも結構長かったんですが、なぜ今まで町道に
ならなかったのかということと、それから、近所の人に聞いたら、まだ町道

になっていない道があるよってなことを聞いたんですけど、その辺をちょっとお伺いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事。

理事(中村秀一) ただいまの村田農吉議員のご質問にお答えいたします。

今日まで公衆用道路ということで取り扱ってきまして、今回、通学路の再点検を実施する中で、町道に認定されていないということが判明をしたところでごさいます、今後、管理するに当たっては町道認定をすべきだということで、今回提案とさせてもらっているところでごさいます。

なお、近所の人に今お聞きになったということでごさいますが、私ども、今回のことを契機に、すべての道路台帳を見直しまして、現在のところ、同様の場所についてはごさいませんでしたので、ご報告申し上げます。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 今の質問にお答えになってないと思うんですけどね。

今回町道に認定する理由はおっしゃったんですけど、これまで町道になっていなかったのはなぜかという質問だったのに、それについての答えがないと思うんですけど、それはどういうことなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事。

理事(中村秀一) 先ほども申し上げましたが、今回、通学路等の調査をする中で判明したということで、今回提案するものであります。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 公衆用道路と町道の違いを教えてほしいんですけども。

それと、判明したから認定する、それはわかるんですよ。だから、なぜ今までは町道じゃなかったのか、公衆用道路のままだったのかというのは、そういうところがあるのがわからなかったというか、抜け落ちていたということなんでしょうか。そうか、そこは以前は公衆用道路としての資格しかなかった

たのが、その後何らかの事情で町道に認定できるような状況に変わっていたというのに気がつかなかったというか、そういうことなのか、もともと町道としての要件はあったところなのか、どうなのでしょう、経過としては。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中村理事。

理事（中村秀一） ただいまの谷田議員のご質問にお答えします。

まず、道路法と公衆用道路の違いでございますが、大きくはまず法律に基づいた維持管理等ができるのか、できないのかということでございまして、例えば、事業をするに当たりまして、用地取得が必要な場合、道路法を適用されますと減税措置等がありますが、道路法適用外では適用されないというようなこと、また、不法行為ということで、不法占用等があったときに、道路法では土地の所有者等に関係なく、道路管理者が対応するというのができますが、土地の所有者、例えば、今回は井手町が管理をしておる場所でございますが、里道等がありますと、まだ町に移管されていないところであれば、国等との対応も出てくるというような部分が大きく変わる部分でございます。

続きまして、今回の認定についてでございますが、井手町の町道認定基準に関する要綱に照らし合わせますと、第2条第2項、第3項に基づいて町道認定ができるという場所でございます。先ほども申し上げましたが、今回の調査の中で判明をしたということでございまして、公衆用道路の登記につきましては、確認したところ、平成5年7月12日にされていたということですが、今回判明をした時点で道路認定を提案させてもらうということでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 平成5年にその底地を登記されているときにわかるじゃないですか。その認定基準、2項、3項、4項というのが、今詳しくは説明されなかったのかわかりませんが、幅がどのくらいあるかということ、延長がどのくらい、行きどまりじゃないとか、いろいろあると思うんですけども、平成5年に底地を登記しはったのは、何かの事業に基づいてされてい

るわけですね。そのときに一緒に町道認定をすべきだったのか、そのときはやっぱり底地の登記はできても認定はできない状況であったのか、どっちなんでしょう。本来やったら5年にやっといたらよかったというところなんですか、今回になってしまったけど。そうすると、その間、平成5年にもし認定していたら、わずかな延長ですけど、地方交付税の算定なんかは町道の延長がかかわってくるので、影響が長年及んでいたということになるんですけども、その点はどうなんですか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事。

理事(中村秀一) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、要綱につきましては、説明がなかったということで、不特定多数者の通行上必要な道路で、公道に接続し、この道路敷地の管理に関する権限を取得できる者ということになっておりまして、こういう道路は町道認定できますよということでございます。

実際に、今まで町道認定できていなかったということが今回判明したということでございます。平成5年のときに公衆用道路に登記をしておいて、その時点でわかったということで、今ご指摘でございますが、町道認定につきましては、わかった段階でといいますか、判明した段階でやらしてもらわなければならないということを考えております。実際に、今回のこの路線についてはわかったのが今回だということでもあります。今まで、そのときにやっておくべきであったのかということに関しましては、町道認定としてすべきであったかなというふうには思いますが、今回になったということでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘) 谷田議員の交付税の関係でご質問いただきましたので、お答えを申し上げます。

交付税の算定基礎となる数字の中に、今回の道路につきましては、延長、それと面積が小さかったこともございまして、面積では1,000平米単位の基礎数値ですね、それと延長についてはキロメートルでの数値になりますので、今回の延長のみをもって、試算はしたんですけれども、交付税に影響

する額ではございません。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第23号、町道路線認定の件を採決します。

議案第23号は、原案のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第23号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

（資料配付）

議長（村田忠文） ただいま事務局から配付いたしましたとおり、選挙管理委員には、京都府綴喜郡井手町大字井手小字浜田12番地、鷲山靖之氏、昭和18年8月30日生まれ、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字南久保15番地、原田 勲氏、昭和15年7月18日生まれ、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西南組6番地、奥田英夫氏、昭和20年12月3日生まれ、京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪5番地の1、奥田一夫氏、昭和19年3月23日生まれ、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました選挙管理委員に、鷺山靖之氏、原田 勲氏、奥田英夫氏、奥田一夫氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、京都府綴喜郡井手町大字井手小字野神49番地、西田夢路氏、昭和24年5月15日生まれ、第2順位、京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原71番地、花田 章氏、昭和16年1月13日生まれ、第3順位、京都府綴喜郡井手町大字井手小字中嶋42番地の1、前田一明氏、昭和16年1月2日生まれ、第4順位、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原6番地、栗田善嗣氏、昭和23年10月4日生まれ、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました選挙管理委員補充員に、第1順位、西田夢路氏、第2順位、花田 章氏、第3順位、前田一明氏、第4順位、栗田善嗣氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第4、平成23年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書並びに平成24年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、理事者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは、報告願います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(日程第4を朗読説明)

議長（村田忠文） 以上で、日程第4を終わります。

日程第5、発議第2号、「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書を議題とします。

発議第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

発議第2号。

平成24年6月29日。

井手町議会議長、村田忠文様。

提出者、井手町議会議員、岡田久雄。

賛成者、井手町議会議員、中坊 陽。

賛成者、井手町議会議員、西島寛道。

「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

朗読をもって、提案理由にかえさせていただきます。

「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書。

現在、うつ病や認知症などの精神疾患患者数は、300万人を超えており、急増状態にある。また、自殺と精神疾患とのかかわりや児童期のこころの健康問題も指摘されるなど、こころの健康と精神疾患の問題は、まさに国民誰にでも起こりうる生命・健康及び生活に影響を及ぼす重大な問題となっている。

しかしながら、一方では、こころの健康と精神疾患対策に関しては、一般医療との格差の是正、地域医療・チーム医療の推進、地域生活を支える保健福祉サービスの基盤整備や職場・学校におけるメンタルヘルスの充実など、今後推進すべき課題が山積状態にある。

このような中、平成23年7月には、厚生労働省の社会保障審議会医療部会において、都道府県が5年ごとに策定する医療計画に記載する疾病に、新たに精神疾患を追加することが決定され、都道府県医療計画に精神医療の機能分担や地域連携体制が必須事項として書き込まれることとなった。

このようなことも契機となり、現在、精神保健医療福祉の総合的、包括的な推進とともに、これらの施策に関する速やかな強化・充実が、全国的な運

動として求められているところである。

については、国におかれては、こころの健康と精神疾患対策に関する基本理念や施策推進の基本となる事項を定める「こころの健康基本法（仮称）」を早期に制定されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日。

衆議院議長、横路孝弘様。

参議院議長、平田健二様。

内閣総理大臣、野田佳彦様。

文部科学大臣、平野博文様。

厚生労働大臣、小宮山洋子様。

京都府綴喜郡井手議会。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　谷田議員。

11番（谷田　操）　賛成の立場で討論します。

心の健康については、大変重要な課題で、この意見書には賛成です。本町でも、職員の精神的な疾患——等ありますので、ぜひ産業医の選定を急いでもらうというようなことを意見として申し述べて、賛成したいと思います。

議長（村田忠文）　ほかに討論はありますか。

（「産業医は配置している」の声あり）

議長（村田忠文）　井手町にはもう置いているらしいので。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　谷田議員。

11番（谷田　操）　学校関係においても、教育委員会主導で合同でも産業医を置いていただくように要望いたします。

議長（村田忠文）　ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第2号、「こころの健康基本法(仮称)」の法制化を求める意見書を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第3号、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書を議題とします。

発議第3号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 丸山久志議員。

9番(丸山久志) 9番、丸山です。

発議第3号。

平成24年6月29日。

井手町議会議長、村田忠文様。

提出者、井手町議会議員、丸山久志。

賛成者、井手町議会議員、古川昭義。

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

1枚めくっていただきまして、朗読をもちまして、提案理由とさせていただきます。

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書。

尖閣諸島は、わが国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すればわが国の領土保全は、極めて不安定な状況になる恐れがある。国民の手による尖閣諸島購入を実現し、実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」国家の意思を明確に示す必要がある。

また、わが国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって、政府及び国会にあつては海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

1 わが国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。

2 わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定すること。

3 わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日。

衆議院議長、横路孝弘様。

参議院議長、平田健二様。

内閣総理大臣、野田佳彦様。

防衛大臣、森本 敏様。

国土交通大臣、羽田雄一郎様。

法務大臣、滝 実様。

内閣官房長官、藤村 修様。

京都府綴喜郡井手議会。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 反対の立場で討論を行います。

尖閣諸島に対する日本の領有には、歴史的にも、国際法上も明確な根拠があります。日本共産党は、尖閣諸島の日本領有が正当であることについて、1972年に見解を発表し、さらに2010年10月には、より踏み込んだ見解を発表しています。党のホームページで詳しく歴史的経過を説明しております。自民党さんより詳しいとお褒めをいただいております。

尖閣諸島をめぐる紛争問題を解決するために何よりも重要なことは、日本政府が尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について、国際社会及び中国政府に対して理を尽くして主張することにあります。

この点で、歴代日本政府は、日中国交正常化時や日中友好条約締結時など、過去に何度もその機会がありながら、棚上げしたり、きちんと主張してこなかったという弱点がございます。民主党政権も、尖閣諸島をめぐる生じているさまざまな問題や事件について、国内法、司法で対処するというだけで、肝心の外交的主張を怠ってきています。

日本政府に、こうした態度を改め、歴史的事実、国際法上の道理に即して、尖閣諸島の領有の正当性を国際社会と中国政府に堂々と主張する外交努力を強めることを求めるものです。しかし、歴代政府の尖閣諸島問題の対応が不十分だったからといえ、一地方自治体である東京都が尖閣諸島を購入し、紛争に介入することが正当化されるものではありません。

国家間で意見の違いが起こった場合、大切なのは問題をすぐに政治問題化することではなく、実務的な解決のルールに乗せ、話し合いで解決することです。石原氏は「尖閣諸島を守る」と言いますが、同氏の主張は、尖閣諸島問題を政治問題として先鋭化させ、対立をあおり、両国間の話し合いによる平和解決を逆に遠ざけるだけです。

日中両国政府は、2008年5月の共同声明の中で、ともに努力して、東シナ海を平和・協力・友好の海とすると合意をしております。その立場での努力こそ、今、両国政府に求められています。

本意見書案にある領海警備については、現行法に基づき海上保安庁が任務に当たっており、自衛隊の配備・常駐など、軍事的対応に道を開く法整備は必要ありません。また、国による無人島の土地収用についても、現行の土地収用法などがあります。新法をつくり、軍事的に重要だからと民地でも国が自由に収用できるようなやり方に道を開くことには賛成できません。

以上のような理由から、本意見書に反対であります。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これより、発議第3号、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手多数であります。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第4号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を議題とします。

発議第4号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 古川昭義議員。

7番(古川昭義) 7番、古川です。

発議第4号。

平成24年6月29日。

井手町議会議長、村田忠文様。

提出者、井手町議会議員、古川昭義。

賛成者、井手町議会議員、丸山久志。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

1枚めくっていただきまして、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、その時以降、5人の被害者の家族の帰還以外まったく進展はない。

北朝鮮の地でわが国から救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も10年延長した。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在する。このことは政府も認めている事実だ。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、今だ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日氏が死んだ。北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日氏の責任を認めたく

ないためだった。その金正日氏の死は、後継者金正恩政権の不安定さを含め救出の好機となり得る。金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。

一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきた。混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害でありかつ許し難い人権侵害であることは言うまでもない。

政府は、今年を勝負の年として、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日。

衆議院議長、横路孝弘様。

参議院議長、平田健二様。

内閣総理大臣、野田佳彦様。

外務大臣、玄葉光一郎様。

拉致問題担当大臣、松原 仁様。

内閣官房長官、藤村 修様。

京都府綴喜郡井手町議会。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 1点だけ確認したいんですけど、この意見書の案のプリントには、北朝鮮の指導者の名前を呼び捨てにしてあるんですけど、今、読まれたのは「氏」づけでしたけど、これは正しくはどちらの提案を、今読まれた方が正しいんですか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 古川議員。

7番（古川昭義） 今朗読させてもらって、「氏」をつける方が正しいということですか。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

理事(中村秀一) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 反対の立場で討論します。

拉致問題は、東アジアの平和と安全、日本と近隣諸国との友好関係にとって解決しなければならない極めて重要な外交問題であります。この意見書案の求める方向は、問題の解決には役立たないどころか、事態を一層困難にするものと言わねばなりません。

拉致問題が進展しない原因は、日本が正式な外交ルートを持たず、軍事対応の悪循環に陥っているためであります。6カ国協議に参加する国の中で、北朝鮮との正式な外交ルートがないのは日本だけです。直接のやりとりもできない状態では解決などするはずがありません。

1988年に日本共産党の橋本 敦参議院議員の質問で、「一連の行方不明者が北朝鮮による拉致と考えられる」との政府見解が初めて行われましたが、外交による解決はその後一向に前進しませんでした。日本共産党は99年1月と11月に、当時の不破委員長が衆院本会議で、「正式の対話と交渉のルートを確立する努力を、本腰を入れて真剣に行い、その中で拉致問題を含めて双方のあらゆる問題をきっちり解決するべきだ」と提唱しました。2度目の提案の直後に、当時の村山首相が決断をし、我が党も参加した超党派の代表団が訪朝するということになり、それが政府間の交渉開始を引き出し、2002年の小泉首相の訪朝と拉致された方々の帰国、そしてピョンヤン宣言へとつながっていきました。

ピョンヤン宣言は、核兵器、ミサイル、拉致、過去の清算など、両国間のもろもろの懸案を包括的に解決して、国交正常化を図るという外交的解決のロードマップとして、極めて重要な意義を持つものです。

さらに、6カ国協議という枠組みが進展し、2005年の6カ国協議の共同声明は、朝鮮半島の非核化をはじめとする諸問題の平和的解決を確認するなど重要な前進を記録しました。

日本がとるべき戦略は6カ国協議の枠組みを大切にしつつ、独自の正式な外交ルートを開いて、道理に立った外交努力を進めること、これこそ拉致問

題解決への近道です。

北朝鮮の後継指導部が、ピョンヤン宣言・6カ国共同声明に立ち返り、国際社会の責任ある一員としての道を進むことを受け入れられるように仕向けていく。日本をはじめ、関係諸国が、そうした方向に事態を前進させるための外交的努力を尽くすことが今大切ではないでしょうか。

この意見書案では、北朝鮮が核実験やミサイル発射など、さまざまな問題点を抱える国とはいえ、「強い圧力をかける」あるいは「混乱事態に備えた対策を検討する」などと、軍事的対応を突き出したものであり、理性的な視点がありません。単に軍事的対抗心をむき出しに勝負を挑むような表現は、品位に欠けると言わざるを得ません。これでは道理に基づく外交による拉致問題解決につながる意見書とは思われませんので、反対をいたします。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） したがって、これで討論を終わります。

これより、発議第4号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手多数です。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条、議決事件の字句及び数字等の整理のところ、「氏」を入れまして、整理を議長に委任することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。よって「氏」を入れ、可決されました。

次に、日程第8、発議第5号、大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働に関する意見書を議題といたします。

発議第5号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

それでは、大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働に関する意見書について提案をさせていただきます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故は、1年3箇月を過ぎた今なお、被災地域のみならず、日本全国に大きな爪痕を残している。

とりわけ、福井県大飯原発に、ひとたび大事故が発生すれば、京都府民・井手町住民の生活や経済活動はもとより、国内外にも大きな影響を及ぼすこととなる。

一方、関西電力管内では、今夏の電力需給のひっ迫が深刻であることから、一昨年比15パーセント以上の節電要請があり、大飯原発再稼働後は一昨年比5～10パーセントに緩和されたが、住民生活や経済活動にも大きな影響を及ぼす計画停電の準備もされており、非常に厳しい状況にある。

こうした中、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を一日も早く実現していく必要があり、本町議会でも昨年6月議会において「原子力発電からの脱却を求める意見書」を全会一致で可決したところであるが、国にエネルギー政策の抜本的な転換や、再生可能エネルギーの利用拡大を推進するためのあらゆる施策を講じることを強く求めるものである。

なお、大飯原発3号機、4号機の再稼働については、16日政府において決定されたが、現時点では、原子力発電の安全性や国民の理解が十分に得られているとは言えない状況である。

国において、第三者による専門的な機関による新たな安全基準を確立され、真に独立した規制機関を設置し、その安全性を徹底的に確保し、国民の理解を十分得るなど万全な対応を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（原子力行政担当）でございます。

以上でございます。

議長（村田忠文）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第5号、大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働に関する意見書を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手少数であります。したがって、発議第5号は否決されました。

日程第9、発議第6号、消費税10%への増税に反対する意見書を議題といたします。

発議第6号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

それでは、消費税10%への増税に反対する意見書の提案理由を説明させていただきます。

野田内閣は消費税10%への増税を強行しようとしている。しかし、世論調査の結果はどの調査も「10%増税反対」が多数である。この世論の背景には、消費税が5%に上がった1997年に比べ、会社員の年収が55万円減少し、中小企業の73%が赤字経営という国民の苦しい生活実態がある。今後も、高齢者の年金減額などの要因により家計がさらに圧迫され、購買力低下が続くものと予測される。

家計が深刻な状況のもとで消費税増税が強行されれば、経済も財政も、縮小・崩壊の一途をたどることは疑いない。そのことは消費税が3%から5%に上げられた1997年以降の事実が示しているとおりでである。消費税5%への増税と医療費の値上げなどで、当時の国民負担増は9兆円であった。その負担が購買力の減退、景気下落に連動し、大企業・富裕層への減税もからんで、税収は14兆円減収した。また、景気浮揚のための財政出動もあって、国・地方の借金が4年間に200兆円も膨張する結果を招いた。

今回の「社会保障と税の一体化改革」と、すでに決められた制度改悪による国民の負担増は20兆円にもものぼる。5%への増税時以上に「くらしも、経済も、財政も壊す」と懸念されるゆえんである。

そもそも弱いものに重い負担を押し付ける消費税の増税は、中小企業の経営を脅かし、景気を悪化させることになり、被災者の生活再建や社会保障の財源としてふさわしいものではない。本町でも基幹の建設業はじめ、中小零細事業者の廃業・倒産が相次いでおり、増税されれば影響は大きい。

以上のことから、政府におかれては、消費税10%への増税は中止されるよう強く求める。

ということで、意見書を提出します。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣であります。

けさの毎日新聞の世論調査でも、今国会で成立を望まないとする人が63%、望むという35%と大きくかけ離れて、望まない人の方が多いと、国民の意見はそういう状況であります。

ぜひご賛同をお願いいたします。

議長（村田忠文）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第6号、消費税10%への増税に反対する意見書を採決します。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文）　挙手少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本日予定していました日程はすべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、平成24年6月井手町議会定例会を閉会します。

今期定例会は、6月25日から本日までの5日間という忙しい会期でありましたが、重要な事件を審査していただき、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。厚くお礼を申し上げます。

これから酷暑の時期を迎えますが、議員の皆様には御身ご自愛の上、議員活動にご精勤いただきますようお願い申し上げます。

また、行政におかれましては、本会議中に開陳されました意見や要望等を町政施行に反映していただきますよう要望し、閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時50分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員